

令和6年5月23日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和6年5月23日（木曜日）午前10時00分～午前10時56分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第2回定例会提出予定案件

- ①契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築工事）
- ②契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）
- ③契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）
- ④契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）
- ⑤契約の締結について（青森市清掃工場火災対策整備工事）
- ⑥青森市総合計画基本構想の策定について
- ⑦専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- ⑧青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑨青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について
- ⑩青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

(2) その他

- ①能登半島地震における石川県志賀町への職員派遣について

○出席委員

委員 長	澁谷 洋子	委員	藤田 誠
副委員 長	長谷川 章悦	委員	舘山 善也
委員	奈良 祥孝	委員	里村 誠悦
委員	村川 みどり	委員	渡部 伸広

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	小野 正貴	危機管理監	鈴木 健仁
総務部 理事	村上 靖	企画部 次長	太田 直樹
企画部長	金谷 浩光	税務部 次長	工藤 健志
企画部 理事 長	内 哲史	浪岡振興部 次長	石村 淳
税務部長	横内 修	総務課 長	竹内 巧

浪岡振興部長 館 山 公
会計管理者 山 谷 直 大
選挙管理委員会事務局長 齋 藤 賢 剛
監査委員事務局長 加 福 理美子
総務部次長 工 藤 拓 実

企画調整課長 齊 藤 寿 一
納税支援課長 松 本 和 久
清掃管理課長 堰野端 活 昭
教育委員会事務局総務課主幹 漆 館 大 一
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿 崎 良 輔
議事調査課主事 杉 浦 晃 平

議事調査課主査 石 田 彩 美

○澁谷洋子委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。
本日の案件に入ります。

初めに、令和6年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築工事）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております、契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築工事）御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 工事名称」は、青森市立造道小学校校舎改築工事、工事概要につきましては、令和3年度に実施した当該施設の耐力度調査におきまして、校舎の老朽化に伴い建物の構造耐力及び機能が低下していると評価されましたことから、建て替え工事を行うものであります。「3 工事内容」は、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積6319.99平方メートルの建築工事一式であり、「4 工期」は、令和8年11月30日までとなっております。「7 入札結果」につきましては、去る本年4月19日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、藤本・黄金・桜井特定建設工事共同企業体と27億3350万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 工事名称」は、青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事、「3 工事内容」については、電気設備工事一式であり、「4 工期」につきましては、令和8年11月30日までとなっております。「7 入札結果」につきましては、去る本年4月19日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札され

ましたので、協和電気株式会社と4億469万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。里村委員。

○里村誠悦委員 この入札執行票を見れば、失格、失格、無効とある。4者のうち、そうならないのが落札した協和電気になっているんだけど、こういうことってあり得るのか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

まず、今回の失格の理由でありますけれども、今回の入札は、低入札価格調査制度の対象になっておりまして、調査基準額を下回る入札につきましては、基本的判断基準と数値的判断基準、これを満たさないと失格になると。

具体的に申し上げますと、基本的判断基準による失格と申しますのは、入札前の市発注の同業種工事を、調査基準価格未満の額で落札し、かつ、完了届を市が受理していない場合——つまり、前回の同業種工事で低入札工事を契約して工事を実施したんですが、まだ完了していないといった場合。また、数値的判断基準による失格と申しますのは、入札時に提出されました、工事費内訳書に記載されております、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、それぞれの額がそれぞれ設定されました率を掛けて算出するんですけども、その基準額未満の場合に該当するというふうなことでありまして、今回の入札での失格は、いずれも数値的判断基準による失格となっているところです。項目ごとに、率を掛けて算出した金額を下回っていたということで失格になったものであります。

無効につきましては、予定価格を超過しているということであります。

以上です。

〔里村誠悦委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 館山委員。

○館山善也委員 すみません、将来の話で、屋内運動場も——要は体育館も改修するんですよね。体育館の面積は分かるんですか。

○小野正貴総務部長 少々お待ちください。

〔館山善也委員「後ほどでいいです」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 契約課、答弁できますか。

○佐々木英次契約課長 契約課です。

現在の屋内運動場につきましては、鉄骨造の2階建て、延べ床面積1080平方メートルの施設を改修するものになります。

〔館山善也委員「はい、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 関連して、体育館建設の場所は、将来的にどこになるんですか。既存体育館は今、あるんだけど、この図で言えば、どこに体育館を建てるのかなど。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

造道小学校につきましては、先ほど申し上げた、耐力度調査を行いました結果、校舎については、危険建物であるという判定になったんですが、体育館につきましては、まだ大丈夫だというふうな結果になりまして、実際は、建替えではなくて、大規模改修工事を行う予定となっております。

〔村川みどり委員「はい、オーケーです」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 工事名称」は、青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事、「2 工事内容」については、空調設備工事一式であり、「4 工期」につきましては、令和8年11月30日までとなっております。「7 入札結果」につきましては、去る本年4月19日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社大樹設備工業と2億9826万5000円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。館山委員。

○**館山善也委員** 屋内運動場なんですけれども、将来、エアコンはつくんですか。

○**澁谷洋子委員長** 総務部長。

○**小野正貴総務部長** 教育委員会担当課に答えていただきます。

○**澁谷洋子委員長** どうぞ。

○**漆館大一教育委員会事務局総務課主幹** 教育委員会事務局総務課でございます。

体育館に将来、エアコンがつくかという質疑ですけれども、既存の体育館を改修する予定になっておりまして、それについては本体ができてからやる予定になっていますが、その計画に関しては、今後詰めていく予定になっておりますので、エアコンに関しては、まだ検討にまで至っていない状態であります。

○**澁谷洋子委員長** 館山委員。

○**館山善也委員** 小学校は特に避難所にもなっているので、エアコンは必要だと感じるのですが、ぜひつけていただきたいなということを要望いたします。

○**澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「契約の締結について(青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事)」報告を求めます。総務部長。

○**小野正貴総務部長** 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「契約の締結について(青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事)」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 工事名称」は、青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事、「3 工事内容」については、給排水衛生設備工事一式であり、「4 工期」につきましては、令和8年11月30日までとなっております。「7 入札結果」につきましては、去る本年4月19日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、青森設備工業株式会社と2億130万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事であることから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものでございます。

なお、青森市立造道小学校校舎改築工事、電気設備工事、空調設備工事及び給排水衛生設備工事に係る報告につきましては、学校施設を所管いたします教育委員会事務局においても、文教経済常任委員協議会で報告することとしております。

説明は以上でございます。

○**澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見はありませんか。

藤田委員。

○藤田誠委員 空調のことです。

その空調——エアコンの仕様はどうなっているのか。ある学校の空調を見ると、家庭用のエアコンが教室についていて、1個で部屋全体を冷やすという——子どもによっては、その吹き出し口が直接当たるところもあるようで、そういう意味で新しくつくるのであれば、埋め込み式なのか、家庭用のエアコンをつける気なのか、どちらなのか。お願いします。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当課にお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 はい。

○漆館大一教育委員会事務局総務課主幹 教育委員会事務局総務課でございます。

新しく建てる造道小学校の校舎に関してですが、各教室の冷暖房のエアコンについては、全室採用しているところでありまして、エアコンの仕様については、埋め込みタイプになると、今、計画しておりまして、風量の調節もできるものとなっております。

〔藤田誠委員「分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「契約の締結について（青森市清掃工場火災対策整備工事）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております契約の締結について（青森市清掃工場火災対策整備工事）、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 名称」は、青森市清掃工場火災対策整備工事、「2 工事概要」については、令和2年5月25日に発生した火災により焼損した青森市清掃工場破砕選別処理施設の再稼働に向け、火災の原因となりましたリチウムイオン電池の発火に対応した火災対策を実施するものであり、資料の下段左側の写真①の破砕選別処理施設について、建物の外壁、写真②の屋根及び鉄骨の一部を復旧するとともに、写真③から写真⑤までの焼損した破砕物コンベヤー及び一次磁選機等の設備に係る改善対策を行うものであります。「5 工期」につきましては、令和7年3月31日までとし、令和7年度の早い時期の再稼働を予定しております。「6 契約概要」ですが、随意契約としており、その理由といたしましては、青森市清掃工場は、施設の設計・施工・運営を民間事業者が一括して行います公設民営方式——いわゆるDBO事業方式により整備したものであり、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社を代表企業といたします建設請負事業者が設計・施工しております。本工事は、当工場独自の構造及び機能に関する専門的知識に加え、専用設備の製作及び据付けに係る高度

な技術を有していることが必要であり、当工場を設計・施工した者以外では対応できないことから、同者と随意契約の方法により契約を締結しようとするものであります。先般、当該工事に係る見積書を同者から徴しましたところ、予定価格内での価格が提示されましたので、10億8130万円で契約を締結しようとするものであります。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

なお、本件につきましては、青森市清掃工場を所管する環境部においても、民生環境常任委員協議会で報告することとしております。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見はありませんか。館山委員。

○館山善也委員 三菱との契約なんですけれども、そもそも、新品で作ったものなのに、使い方が悪くてこういうふうな火事が起きたということなんですしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 環境部にお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 はい。

○堰野端活昭清掃管理課長 環境部清掃管理課でございます。

まず使い方が悪かったかどうかということの前に、リチウムイオン電池はどういう火災の特性を持っているのかということから説明したいと思います。

リチウムイオン電池の火災の特性なんですけれども、我々も令和2年の火災の当初、分からなかったものであります。令和4年3月ですけれども、環境省からリチウムイオンの対策集が公表されて、その中で、破砕を受けてから、中の鉄板がくっついて、溶剤が熱を帯びてきて、徐々に煙を出し、熱を帯びて発火するという特性が示されました。

これを受けて、館山委員がおっしゃっていたとおり、新品で作って動かしていたというところでありましたけれども、これまで清掃工場での火災の原因はほとんどがカートリッジガスボンベとか、ライター、こういったものであります。カートリッジガスボンベやライターは、破砕を受けて、圧力を受けて、すぐに着火して発火するというものになっております。

清掃工場を設計、施工した際は、それを想定して、破砕機付近、また破砕機を過ぎた直後のところに、消火散水ノズルと、火災の煙の探知機を集中してつけたものでありますけれども、令和2年5月の火災であれば、リチウムイオン電池が徐々に時間がたって火災を起こすという特性を当時は分からなかったものでありますので、その特性を踏まえまして、破砕機の部分から、コンベヤを通り過ぎるところまで

全部、消火散水ノズルと火災の探知器をつけて、それを未然に防ぐというよりも、これからも、リチウムイオン電池というものの清掃工場への混入というものは防げないと我々も思っておりますので――減らす努力はいたしますけれども、100%混入を防ぐということは難しいと思っておりますので、出火が起こるということを想定し、それを消し止めるということを、今回の対策工事に盛り込みました。

資料の「4 工事内容」ですけれども、主な改善対策の工事として、火災探知器及び消火散水ノズルの増設とあります。火災探知機を15機から56機、また消火散水ノズルを25機から57機に増やして前面に水をかける予定としております。

しかしながら、これでもまだくすぶった状態というものが考えられますので、水をかけた上で、資料に記載のとおり緊急排出シュートの新設をしております。ここから外に出して、なおかつその出したところに燃やすスラグを貯めるところがあるんですけれども、そこに出して、さらにまた消火をして、消防も呼んで、消防の消火活動をするということでの対策工事をするということとしております。

ですので、確かに三菱が設計して新品のままやっておったんですけれども、設計した平成21、22、23年の当初、リチウムイオン電池は確かにありましたが、数として多くなかったものであります。話が長くなって申し訳ないですけれども――すみません、手元にちょっとすぐ出ませんが経産省の統計でも、平成14年では約5億6000万個、リチウムイオン電池の生産量がありました。

それが、平成28年においては、12億個を超える生産量になっておりまして、ここ数年で、リチウムイオン電池が増えてきております。

こういったものを、設計当初、三菱も見込めなかったということから、我々も費用を出して、三菱も今回1億1000万円、火災対策工事として拠出していただけたということになりましたので、工事仮契約をいたすことといたしました。

○澁谷洋子委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。そうすると、当時は、このリチウム電池の対応は、想定していなかったということで、使い方を想定していなかったということだと思えますけれども、同時期に他メーカーの清掃工場で同じような火災が起きているんですか。

○澁谷洋子委員長 清掃管理課長。

○堰野端活昭清掃管理課長 三菱に限らず、全国にいろいろ清掃工場があります。この清掃工場・清掃施設なんですけれども、リチウムイオン電池が原因と推定されたケースの火災は、令和3年度の調査ですけれども、1万2765件の火災が全国で発生しております。

〔館山善也委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市総合計画基本構想の策定について」報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 青森市総合計画基本構想の策定について御説明いたします。

青森市総合計画基本構想（案）につきましては、青森市まちづくり基本条例第21条の規定により、議会の議決を経る必要がありますことから、令和6年第2回定例会に議案として提出を予定しているものです。

これまで、青森市総合計画審議会において約5か月間にわたり審議いただき、3月22日に市長に答申されたところであり、その後、答申を基にして基本構想（素案）を作成し、4月8日から市内8か所で地域説明会・学生説明会を開催し、合計106名の参加を頂き、そこで頂いた御意見を参考にして、このたび、基本構想（案）を取りまとめたところです。

それでは、基本構想（案）について資料1「青森市総合計画 基本構想（案）【概要版】」で御説明いたします。

まず、「基本構想策定の目的」ということで、本市が将来に向けて目指すべき姿を市民の皆様と共有し、多様化・複雑化する地域課題の克服に向け、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、市民意見を反映しながら、総合的かつ計画的な行政運営を図るということを記載しております。

次に、「基本構想の期間」ということで、令和6年度からの10年間とすることを記載しています。

次に、「青森市の特性」ということで、本市の自然や都市機能などのほか、祭りや名所などの地域資源を記載し、本市の特性を改めて認識した上で、それらをまちづくりに最大限に生かしていくために記載しています。

資料の右上に移りまして、「本市の直面する諸課題 将来都市像 まちづくりの基本視点 施策の大綱【概念図】」となりますが、まず、本市の直面する諸課題につきまして、統計資料や未来ミーティングとして開催したワークショップでの意見のほか、青森市総合計画審議会で議論された意見の中から、複数の政策に関わるような大きな課題を6つ選択して緑色で表示しています。

次に、本市の諸課題を踏まえて、10年後の本市の将来都市像を「みんなで未来を育てるまちに」と定め、概念図の真ん中に青い円で表示しております。

この将来都市像には、市民一人一人の力と企業や団体の民間の力を掛け合わせることで新たな力を生み、本市の新しい未来と一緒に切り開くという思いが込められています。

次に、将来都市像の青い円を囲む黄色の部分にまちづくりの基本視点を4つ定めています。

これらは将来都市像の着実な実現に向けて、これまでの審議会と未来ミーティングでの意見の中で、使用頻度の高かったキーワードについて、計画全体に横串を刺し、基本政策や政策等を展開していくために、4つの基本視点を定めたものです。

次に、基本視点の外側に青・オレンジ・緑の円がありますが、これらは施策の大

綱としまして、将来都市像の実現に向けて、3つの分野ごとに施策の方向性を定めており、1つ目が、青い円で示している「仕事をつくる」、2つ目がオレンジの円で「人をまもり・そだてる」、3つ目が緑の円で「まちをデザインする」となっており、それぞれの内容をイメージするキーワードも記載しているところです。

最後に、概念図の下に「政策を実現するために」とありますが、こちらは将来都市像の実現に向けて各施策を推進するための行政内部の取組の方向性を5つ定めております。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております、「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

初めに、「1 専決処分について」であります。令和6年度税制改正大綱を踏まえた、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月28日に成立し、同月30日に公布されたことから、令和6年4月1日から施行される部分のうち緊急を要するものについて改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月30日に専決処分により青森市市税条例の一部を改正する条例を制定したものであります。

なお、お示ししております資料は、去る4月2日に全議員にタブレット配信させていただいたものと同様のものであります。

次に、「2 専決処分による改正項目」2点について、順次御説明申し上げます。

1点目は、「(1) 個人住民税所得割額の定額減税」についてであります。

個人住民税所得割額の定額減税は、令和6年度分の個人住民税、市・県民税の所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円、内訳としましては個人市民税分6000円、個人県民税分4000円となりますが、これを減税するものであります。この定額減税は、合計所得金額が1805万円以下、給与収入で申しますと、2000万円以下の納税者に限り実施するもので、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されることとなります。2ページには、個人住民税に係る定額減税の実施方法及び参考として所得税に係る定額減税の実施方法の概要をお示ししております。

1ページにお戻りいただいて、2点目は、「(2) 固定資産税（土地）の負担調整措置」についてであります。負担調整措置は、市町村間・土地間の評価額のばらつ

きを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置であります。

このたびの改正は、本措置の適用期限について、令和5年度までとされているものを、現行制度の仕組みのまま、令和6年度から令和8年度までの3年間延長しようとするものであります。

3ページには、「2 固定資産税（土地）の負担調整の内容」をお示ししております。

説明は、以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 個人住民税所得割額の定額減税の対象者は、何人ぐらいを見込んでいるんですか。

○横内修税務部長 令和6年度の住民税の賦課作業については、現在進行中でありますので、令和5年度の状況で申しますと、対象者は、12万2000人程度ということになります。

〔村川みどり委員「分かりました、いいです」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております、青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、青森市市税条例において、先ほど御説明申し上げました、専決処分した項目以外の必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目6点について、順次、御説明申し上げます。

1点目は、「2 条例の主な改正項目について」の「(1) 固定資産税（土地）の負担調整措置（据置制度における下落修正措置）の継続」についてであります。「据置制度における下落修正措置」とは、固定資産税の評価額は、基準年度の価格を3年間据え置くこととしておりますが、据置き年度において地価が下落している場合に、価格の下落修正を行うことができるとする特例の措置であります。当該措置については、平成12年度の税制改正から評価替えの都度、継続しており、今回も次の据置年度である令和7年度及び令和8年度においても継続するものであります。

2点目は、「(2) 固定資産税のわがまち特例制度に係る改正」についてでありま

す。「わがまち特例制度」は、地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定できる制度であります。

初めに、「①再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の見直し」についてであります。

本特例措置は、令和6年3月31日までに設置された再生可能エネルギー発電設備を対象に、設置された翌年から3年間、課税標準の特例措置を講ずるものであります。

今回の法改正においては、特例制度が令和8年3月31日までの2年間延長されたほか、適用施設のうち、1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電設備について、木竹に由来する一般木質または農作物残渣とそれ以外の設備に区分した上で、課税標準の特例率について、一般木質・農作物残渣は7分の6を参酌し14分の11以上14分の13以下の範囲内、それ以外の設備は法改正前と同じ3分の2を参酌して2分の1以上、6分の5以下の範囲内において、それぞれ市町村の条例で定める割合とされました。

このため、一般木質・農作物残渣の特例率を参酌する割合どおりの7分の6として制定するものであります。

なお、それ以外の設備の特例率は、現行どおり3分の2となります。

2ページを御覧ください。

次に、「②一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る課税標準の特例措置の見直し」についてであります。

一体型滞在快適性等向上事業とは、官民一体で居心地がよく歩きたくなる町なかづくりを目指し、市町村による車道の一部広場化などの公共施設の整備・管理と一体となり、隣接する土地所有者等がオープンスペース化などを行い、交流・滞在空間を創出する事業であります。

当該事業により整備した土地や家屋等の資産については令和6年3月31日までは地方税法により、2分の1とする特例措置が受けられることとされておりました。

このたびの法改正により、令和8年3月31日までを対象とする「わがまち特例」とされ、課税標準の特例率について、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とされたことを受け、特例率を参酌する割合どおりの2分の1とするものであります。

次に、「③特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の廃止」についてであります。

この措置は、雇用する労働者の乳幼児の保育を行うため、子ども・子育て支援法に基づく補助を受けて整備された特定事業所内保育施設の用に供する固定資産について、課税標準の特例を受けられるものであります。特例終了に伴い、特例率に係る条文を削除するものであります。

続きまして、「(3)国民健康保険税の賦課限度額の見直し」についてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額を、賦課限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を、これまでの22万円から24万円に引き上げようとするものであり、この結果、基礎課税額65万円及び介護納付金課税額17万円を合わせた賦課限度額の合計額は、104万円から106万円となるものであります。

3ページを御覧ください。

「(4) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」についてであります。国民健康保険税の軽減は、世帯の所得が一定額以下の場合には、国が定める基準に従い、条例で定めるところにより行うこととされております。このたびの改正は、5割軽減及び2割軽減の判定基準となる所得の算定について、被保険者の数に乗ずる金額を、5割軽減については、これまでの29万円から29万5000円に、2割軽減については、これまでの53万5000円から54万5000円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充をしようとするものであります。

条例の主な改正項目については、以上のとおりであります。これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正など、所要の改正を行うものであります。

説明は、以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 制定理由」についてであります。子ども医療費助成事業の対象年齢を高校生等までに拡大するとともに、所得制限を撤廃するため、青森市子ども医療費助成条例における所要の改正を行い、また、これに伴う青森市ひとり親家庭等医療費助成条例、青森市重度心身障害者医療費助成条例及び青森市国民健康保険条例に係る所要の改正を行うため、制定するものであります。

「2 条例の改正内容」を御覧ください。

「(1) 青森市子ども医療費助成条例の一部改正」については、1つに、医療費助成の対象年齢を高校生等までに拡大しようとするものであります。

なお、高校生等については、高等学校在学中か否かを問わず、高等学校の就学期にある、現に保護者に監護されている未婚の者としております。

2つに、所得制限を撤廃しようとするもの、3つには、医療費の助成方法を現行制度と同様に、窓口での支払いを要しない現物給付とするものであります。

次に、「(2) 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正」については、子ども医療費助成の対象年齢が高校生等までに拡大することに伴い、現在、償還払いとしている高校生等に対する助成方法を、子ども医療費助成と同様に現物給付とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、「(3) 青森市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正」については、本条例では、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領に基づき、ひとり親家庭等医療費助成または子ども医療費助成の対象となる者を助成の対象外としております。子ども医療費助成の高校生等までの拡大及び所得制限の撤廃により、高校生等までの子どもは全て、ひとり親家庭等医療費助成または子ども医療費助成の対象となり、重度心身障害者医療費助成の対象となる子どもがいなくなることから、本条例における子どもに関する規定を削除しようとするものであります。

最後に、「(4) 青森市国民健康保険条例の一部改正」については、現行、ゼロ歳児である被保険者のうち、青森市子ども医療費助成の対象とならない、保護者の所得が制限額を超える者については、本条例において保険給付10割としております。

子ども医療費助成の所得制限撤廃により、本条例の対象となる、本市に住民登録のあるゼロ歳児はいなくなります。DV被害の特例で、本市に住民登録がなく、本市の子ども医療費助成等の対象とならないゼロ歳児が被保険者となることも想定されますことから、ゼロ歳児10割保険給付の対象者を、現行の「保護者の所得が青森市子ども医療費助成の制限額を超える者」から「青森市子ども医療費助成等の対象とならない者」へ改正しようとするものであります。

「3 施行期日」については、令和6年10月1日を予定しております。

説明は、以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和6年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 青森県市町村総合事務組合について」は、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在、資料の中ほどにあります規約別表第1に記載される10市30町村、21の一部事務組合、3広域連合の計64団体が加入し、資料の下方にあります規約

別表第2に記載の11項目の事務を共同処理しております。

本市は、規約別表第2の第10号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日付で当組合の構成団体となっております。

次に、「2 共同処理する事務及び規約の変更について」は、「(1) 共同処理する事務の変更」として、令和6年度から導入される国税である森林環境税の賦課徴収について、地方税である個人住民税均等割と併せて行うこととされたため、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えるものであります。また、「(2) 共同処理する事務及び規約の変更について」は、地方自治法第290条の規定により、共同処理する事務の変更及び規約の変更を行う場合は、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和6年3月26日付で当組合から構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼があったことから、このことについて令和6年第2回青森市議会定例会に提案予定となっているものであります。

説明は、以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「能登半島地震における石川県志賀町への職員派遣について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 能登半島地震における石川県志賀町への職員派遣について御報告いたします。

資料を御覧ください。

能登半島地震における本市職員の派遣につきましては、国の「総務省応急対策職員派遣制度」に基づき、青森県を通じ石川県志賀町への派遣依頼があったもので、県と県内市町村が一体的に支援を行うものとなります。

派遣期間は、5月19日から5月26日までとなっております、5月12日から6月2日及び、6月9日から6月16日までの間、4班編成のうち第2班目として、1名を派遣いたします。

業務内容は、被災した住家被害認定調査業務及び罹災証明発行業務となります。志賀町の被害状況につきましては、参考①に記載のとおりとなっております。また、これまでの能登半島地震に係る本市からの派遣実績につきましては、参考②の表に記載のとおり、本年1月の富山県射水市への被害家屋調査をはじめ、応急給水業務、避難所における住民の健康支援や、災害関連疾患の予防業務など実施いたしましたほか、太宰部分のとおり今月10日から17日までの間、石川県七尾市において、環境部から1名を派遣し、公費解体支援業務を実施したところであります。

なお、環境部からの派遣につきましては、本日の民生環境常任委員協議会におき

ましても報告しております。

本市といたしましては、今後におきましても、被災地からの求めに応じ、積極的に支援してまいります。また、資料にはありませんが、先般、台湾東部沖地震で被災された方々に対しまして、青森市議会議員有志一同様と青森市職員有志一同からお預かりした救援金をもって、被災地の復旧復興をお見舞い申し上げたところであります。

委員の皆様には、御協力いただき誠にありがとうございました。

報告は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)